

工事請負契約約款 新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第8条 (略) (現場代理人及び主任技術者等) 第9条 乙は、次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）」とする。以下同じ。） (3) 監理技術者補佐（<u>建設業法第26条第3項ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。） (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。） 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 (2) 第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間 <u>(5) 前4号のほか、甲があらかじめ認めた場合</u> 4 第2項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。 5 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 第10条～第57条 (略)	第1条～第8条 (略) (現場代理人及び主任技術者等) 第9条 乙は、次の各号に掲げる者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 (1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）」とする。以下同じ。） (3) 監理技術者補佐（<u>建設業法第26条第3項第2号</u>に規定する者をいう。以下同じ。） (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。） 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、工事の施工に関し、この契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。 3 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 (2) 第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間 <u>(5) 第12条に規定する完了検査が終了し、事務手続きや後片付け等に要する期間</u> <u>(6) 前5号のほか、甲があらかじめ認めた場合</u> 4 第2項の規定にかかわらず、乙は、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。 5 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 <u>6 営業所技術者は、現場代理人、主任技術者等及び専門技術者を兼ねることができない（ただし、建設業法第26条の5の規定に該当する場合を除く。）。</u> 第10条～第57条 (略)